

一般社団法人小倉薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人小倉薬剤師会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県北九州市小倉南区富士見二丁目8番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会並びに公益社団法人福岡県薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展と地域社会に対する薬剤の適正使用を図るための事業等を通じて、薬事衛生、公衆衛生及び福祉の向上を図り、医薬品の安定供給により地域住民の健全な生活環境の維持に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会が定める薬剤師綱領及び薬剤師倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公益事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生の向上及び増進に関する事業
- (2) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (3) 薬学及び薬業を通じて地域医療に貢献することに関する事業
- (4) 薬学及び薬業を通じて地域社会に貢献することに関する事業
- (5) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (6) 医薬品の防災備蓄等危機管理と災害支援活動に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項の事業は、北九州市小倉北区・小倉南区及びその周辺の地域において行うものとする。

(その他の事業)

第6条 本会は公益目的事業を推進することによる他、所有する不動産から生ずる不動産賃貸事業を行う。

第3章 会 員

(会員の種類)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

北九州市小倉北区、小倉南区に在住、若しくは勤務する薬剤師（薬剤師法第2条による薬剤師の免許を取得している者をいう。）であって、本会の目的及び事業に賛同して入会し、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人福岡県薬剤師会、公益社団法人北九州市薬剤師会に正会員として入会を希望する者。

(2) 賛助会員

本会の目的及び事業に賛同し、事業に賛助するため入会を希望する個人及び企業、団体。

(3) 特別会員

正会員及び賛助会員以外の個人で、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識、経験を有し本会の目的及び事業に賛同するため入会を希望する者。

なお、正会員の種別、賛助会員及び特別会員の資格については、総会において別に定める会員規程による。

(会員の資格の取得)

第8条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出し理事会の承認を得なければならない。

- 2 正会員は、同時に公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人福岡県薬剤師会及び公益社団法人北九州市薬剤師会に正会員として入会するものとする。

(正会員の権利)

第9条 正会員は、法人法に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使するこ

とができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の義務）

第 10 条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、この定款に定める事項及び第 4 章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
- 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費を本会に支払う義務を負う。
- 4 会費の種別、金額及び支払方法は、総会において別に定める会費規程による。
- 5 会員は、第 8 条の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく本会に届け出なければならない。

（退 会）

第 11 条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（除名等）

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

- (1) この定款に定める事項及び総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき
 - (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の 1 週間前までに当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会にお

いて弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、第11条及び第12条に規定するほか、次のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡または解散したとき
 - (2) 第10条に規定する会費等の納入を怠り、催促を受けた日から1年を経過しても納入しないとき
 - (3) 正会員が公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人福岡県薬剤師会及び公益社団法人北九州市薬剤師会の会員の資格を失ったとき
- 2 前項により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 3 会員の資格を喪失した場合、納入した会費の返還を受けることはできない。

第4章 総会

(構成)

第14条 本会の総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準の決定
- (4) 貸借対照表、及び正味財産増減計算書並びに附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事項に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

- (2) 5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、7日前まで短縮することができる。
- 3 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長の選出)

第18条 総会に、議長1名を置く。

- 2 議長は、総会において出席した正会員の中から選出する。

(議長の職務)

第19条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(成 立)

第20条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ成立しない。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第22条 総会の決議は、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するときは、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中か

ら得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

- 第 23 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面等によって議決し、又は他の出席正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合においては、第 20 条、第 22 条の適用については出席した者とみなす。
 - 3 第 1 項の代理人によって議決権の行使をする場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面を総会毎に本会に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 24 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 総会の議長及び議長の指名する出席正会員 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

- 第 25 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 16 名以上 25 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち、会長 1 名、副会長 1 名以上 3 名以内、専務理事 1 名、常務理事及び担当理事を若干名とする。
 - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事及び担当理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 26 条 本会の理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。
- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 前項において、会長は総会の議決によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族、その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。
 - 5 監事は、理事及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - 4 専務理事は、会長の命を受けて会務を掌理する。
 - 5 常務理事及び担当理事は、会長の命を受けて担当業務を掌理する。
 - 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及び担当理事は、毎事業年度に2箇月に1回以上、自己の職務の遂行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（任 期）

- 第29条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期満了時までとする。
 - 4 理事及び監事は、第25条第1項に定める定数に満たなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（解 任）

- 第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

- 第31条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の額については、総会が別に定める役員報酬規程による。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役)

第 32 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

- 第 33 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 113 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び担当理事の選定及び解職

(招 集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的たる事項を記載した書面等をもって、開会の日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面等により同意の意思を表示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

第 7 章 職域部会及び委員会

(職域部会)

第 41 条 本会の会務及び事業の円滑なる運営を図るため、職域を同じくする会員は理事会の承認を経て職域部会を設置することができる。

- 2 職域部会の構成、任務及び運営に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第 42 条 本会の会務及び事業の円滑なる運営を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の構成、任務及び運営に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 43 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、本会の事業を行うために必要不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び運用)

第 44 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第 45 条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類は理事会の承認を経た後、直近の総会において報告するものとする。
- 3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 会長は、毎事業年度経過後 2 箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出するものとする。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 定時総会においては、前項第 1 号及び第 2 号の書類はその内容を報告し、前項第 3 号から第 5 号までの書類は、承認を受けなければならない。
- 3 会長は、第 1 項の書類のほか、次の書類を本会の主たる事務所に 5 年間備え置き、本会の定款及び会員の名簿とともに、正会員及び債権者の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- 4 貸借対照表は、定時総会終了後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 49 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第 50 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第 52 条 本会は、総会の決議その他、法令で定められた事由により解散する。

(清算人)

第 53 条 本会が解散した場合、総会において清算人を選任する。

(残余財産の帰属)

第 54 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げ

る法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、電子公告により行うものとする。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができないときは、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第56条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。
- 3 事務長及び重要な職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 正会員及び賛助会員並びに特別会員の名簿
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

第12章 補 則

(細則及び規程)

第58条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の決議により別にこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、定款第 46 条にかかわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の一般社団法人設立時における代表理事は松田亨とする。